

部長会議付議事案書（報告）

（令和8年1月5日）

提案課名 生涯学習課

報告者名 水島 一葉

事案名	第5次秦野市生涯学習推進計画（案）について	資料 有
提案趣旨	<p>市民の生涯学習の推進については、平成9年3月に第1次秦野市生涯学習推進計画を策定し、施策の展開を図ってまいりました。</p> <p>令和3年3月に策定した「第4次秦野市生涯学習推進計画」の計画期間が今年度末で終了することから、次期計画案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画の趣旨・目的 誰もが輝く生涯学習社会の構築を目指し、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として定めるものです。</p> <p>2 計画の期間 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間</p> <p>3 計画の構成 第1章 計画策定に当たって 第2章 計画策定の背景と現況 第3章 基本構想 第4章 基本計画</p>	
経過	<p>1 秦野市生涯学習推進計画専門部会における検討 第1回 令和6年 8月29日 第2回 " 11月26日 第3回 令和7年 5月22日 第4回 " 8月26日 第5回 " 10月 2日</p> <p>2 庁内意見照会 令和6年 7月23日～8月6日 第4次計画掲載施策の実施状況調査 令和7年 9月 1日～ 18日 施策体系、個別施策案の確認 令和7年11月 6日～ 17日 素案の確認</p>	
今後の進め方	<p>令和8年1月16日 議員連絡会で報告（意見聴取：3月9日まで）</p> <p>" 2月 1日 パブリック・コメントの実施 (広報はだの2月1日号掲載、意見募集：3月2日まで)</p> <p>" 3月 5日 専門部会における計画(案)の最終協議・承認</p> <p>" 3月10日 社会教育委員会議における計画(案)の最終協議・承認</p> <p>" 3月17日 教育委員会会議における計画の議決</p> <p>" 3月下旬 第5次秦野市生涯学習推進計画策定</p>	

第 5 次秦野市生涯学習推進計画（案）について

令和 8 年 1 月 5 日

文化スポーツ部生涯学習課

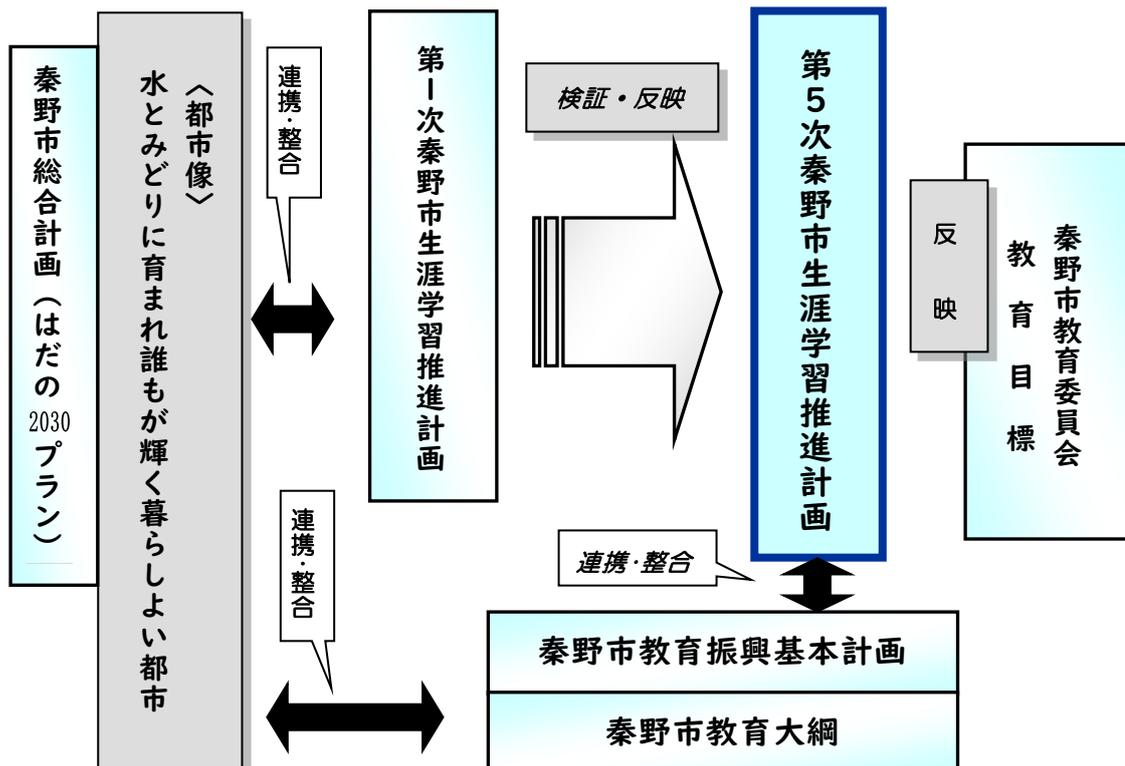
1 趣旨・目的

市民一人ひとりが生涯学習に気軽に取り組み、幸せな生き方や社会を構築するため、「秦野市生涯学習推進計画」を平成 9 年 3 月に第 1 次計画、平成 23 年 3 月に第 2 次計画、平成 28 年 3 月に第 3 次計画、そして令和 3 年 3 月には第 4 次計画を策定し、施策を推進してきました。

第 4 次計画の計画期間が今年度末で終了することから、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として、令和 8 年から令和 12 年までの 5 年間を計画期間とする「第 5 次生涯学習推進計画」を策定するものです。

2 位置付け

本市の都市像である「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」や「秦野市民憲章」、「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえ、「市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び、その成果を生かすことができるまちを目指して」という基本理念の実現を図るための計画とします。さらに、「秦野市総合計画(はだの 2030 プラン)」や「秦野市教育振興基本計画」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。



3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

4 改定のポイント

(1) 基本理念及び6つの施策の方針は基本的に継承

ア 基本理念の文言修正

新教育大綱基本方針と連携し、生涯学習を推進する目的として「市民の誰もが、豊かな人生を送ることができるよう」を追加します。また、学習の成果を人生のあらゆる場所で生かすことを念頭に「地域の中で」を削除します。

イ 基本施策（施策の方針）

現計画の6つの基本施策のうち「魅力ある地域学習の推進」を引き続き、重点施策として設定します。市民が学習を通じて地域資源や地域課題について理解し、学習成果を地域で生かせるよう、支援するものとして

また、「ライフステージに応じた学習機会の提供」を「学習者に応じた支援」に変更し、学習者の置かれた立場・状況を考慮し、学習者が自分に適した方法で学習活動が行えるよう、既存の障害児・者等、外国語使用者等への学習支援を項目として整理します。

(2) 指標例の設定

基本施策1から4まで、「施策の柱」ごとに達成状況の参考となる指標例を設定します。

(3) 時点修正等

ア 多世代交流拠点及びはだのスポーツビレッジ（仮称）の整備、南公民館及び大根公民館の建替え等に向けた学校施設との一体的整備について、施設の整備及び適切な維持管理に係る項目を新設します。

イ 博物館法改正に伴うデジタルミュージアムや講座等の動画、資料をインターネット上で公開するはだの生涯学習アーカイブ、電子図書館等デジタル環境の活用に係る取組を項目として整理します。

ウ その他文言及び項目の整理

秦野市生涯学習推進計画 新旧対照表(第4章 基本計画)

- 第4章基本計画における施策の体系について、専門部会での協議及び関係各課への照会を踏まえ、作成しています。
○軽微な修正、移動は掲載していません。

【現計画】

現 第4次計画【令和3年度～7年度】
【基本施策1】魅力ある地域学習の推進【重点施策】
(1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実
① 市民提案型事業の充実
② 公民館協働事業の充実
③ 地域協働事業の充実
(2) 地域づくりを担う人材育成の推進
① 将来を担う人づくりの推進
② ボランティアの充実
③ 人材活用の推進
(3) 地域における学習成果の活用の促進
① 学習成果を発表する機会の充実
② 学習成果を地域で生かす機会の充実
(4) 地域資源に関する学習の推進
① 郷土や伝統文化を知り、保存・継承していくための学習の充実
② 身近な自然環境学習の充実
③ 産業についての学習の充実
(5) 地域課題の解決に向けた学習への支援
① 異年齢・異世代間の交流機会の充実
② 地域福祉に関する学習の充実
③ 安全・安心に関する学習の充実
(6) 学校・家庭・地域の連携強化
① 日常的なサポート体制の推進
② コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進

【新計画】

新 第5次計画案【令和8年度～12年度】	整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策1】魅力ある地域学習の推進【重点施策】	重点施策として継承
(1) 地域資源に関する学習機会の提供	【現】1-(4)から移動
① 郷土の歴史や伝統、文化に関する学習機会の提供	【現】2-(1)③を統合
② 地域の自然環境に関する学習機会の提供	
③ 郷土の産業に関する学習機会の提供	
(2) 地域課題の解決に向けた学習支援	【現】1-(5)から移動
① 異年齢・異世代間の交流機会の提供	
② 地域福祉に関する学習機会の提供	
③ 安全・安心に関する学習機会の提供	
④ 市民の課題解決を支援する図書館サービスの提供	【現】2-(1)①から移動
(3) 地域コミュニティの活動拠点としての公民館事業の推進	【現】1-(1)から移動
① 市民提案型事業の推進	
② 公民館協働事業の推進	
③ 地域協働事業の推進	
(4) 学習成果を生かすための支援	【現】1-(3)から移動
① 学習成果を発表する機会の提供	
② ボランティア等の支援	【現】1-(2)②、③、(3)②及び4-(4)③を統合

地域について学習し、課題解決に取り組み、活動し、成果を発揮するという流れを意識して基本施策内の柱の整序を行いました。

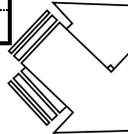
青少年の居場所づくり等の日常的なサポートは、基本方針4(2)青少年期における学習支援へ、コミュニティ・スクール連携については基本施策6へ整理しました。

【現計画】

現 第4次計画【令和3年度～7年度】	
【基本施策2】多様な学習機会の提供	
(1) 生涯学習の拠点としての図書館の充実	
①	市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進
②	子ども読書活動の推進
③	特色ある図書館活動の推進
(2) 歴史や文化財に関する学習の推進	
①	文化財保存活用事業の推進
(3) 文化・芸術に関する学習の推進	
①	文化・芸術に関する公演等の充実
②	文化・芸術振興事業への支援
(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進	
①	スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実
②	食育の推進

【新計画】

新 第5次計画案【令和8年度～12年度】		整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策2】現代的課題に関する学習機会の提供		【現】基本施策3から移動
(1) 環境との共生に関する学習機会の提供		
①	環境との共生に関する学習機会の提供	【現】3-(1)①及び②を統合
(2) 共生社会に関する学習機会の提供		
①	人権・男女共同参画に関する学習機会の提供	【現】3-(2)①及び(3)①を統合
②	地域の国際化に関する学習機会の提供	【現】3-(2)①から移動
③	平和に関する学習の充実	
(3) デジタル化社会に関する学習機会の提供		【現】3-(4)に相当
①	デジタルツール及びデジタルリテラシーに関する学習機会の提供	
(4) 暮らしの安心・安全に関する学習機会の提供		新規
①	生活に係るリスクに関する学習機会の提供	【現】4-(4)④から移動



基本施策2及び基本施策3を、より特化した内容から幅広い内容の順となるよう、入れ替えました。

現 基本施策1 魅力ある地域学習の推進	⇒	新 基本施策1 魅力ある地域学習の推進
現 基本施策2 多様な学習機会の提供		新 基本施策2 現代的課題に関する学習機会の提供
現 基本施策3 現代的課題に関する学習機会の提供		新 基本施策3 多様な学習機会の提供

現 第4次計画【令和3年度～7年度】	
【基本施策3】現代的課題に関する学習機会の提供	
(1) 環境との共生に関する学習の推進	
①	自然や環境の保護に関する啓発活動の推進
②	環境学習の充実
(2) 多文化共生に関する学習の推進	
①	多文化共生に関する学習の充実
②	外国籍市民への学習支援
③	平和に関する学習の充実
(3) 人権・男女共同参画に関する学習の推進	
①	人権・男女共同参画に関する学習の充実
(4) 高度情報化社会に関する学習の推進	
①	情報の取扱い等に関する学習の推進

新 第5次計画案【令和8年度～12年度】		整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策3】多様な学習機会の提供		【現】基本施策2から移動
(1) 読書機会の提供		
①	図書館サービスの提供	【現】2-(1)①は1-(2)④、②は4-(1)③及び(2)③へ移動。③は1-(1)①へ統合
(2) 歴史や文化財に関する学習機会の提供		
①	文化財・歴史資料の保存・活用	
(3) 文化・芸術に関する学習支援		
①	文化・芸術に関する公演等の実施	
②	文化・芸術活動への支援	
(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習支援		
①	スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の支援	【現】2-(4)②を統合

【現計画】

現 第4次計画【令和3年度～7年度】	
【基本施策4】ライフステージに応じた学習機会の提供	
(1) 乳幼児期における学習の推進	
① 家庭教育支援の充実	
② 地域における子育て支援事業の充実	
③ 当事者活動への支援	
(2) 青少年期における学習の推進	
① 青少年の健全育成に関する支援	
② 非行防止活動の推進	
③ 居場所づくり	
(3) 成人期における学習の推進	
① リカレント教育の充実	
② 消費生活に関する学習の充実	
(4) 高齢期における学習の推進	
① 高齢者の健康に関する学習の充実	
② 当事者活動への支援	
③ 高齢者の知識、技能等の活用	
④ 生活に係るリスクに関する学習の充実	

基本施策4は、学習者の発達段階に応じた柱立ては継承しつつ、置かれた立場・状況を考慮し、学習者それぞれが自分に適した方法により学習活動を行えるように支援するための柱立てとして整理しました。

【新計画】

新 第5次計画案【令和8年度～12年度】	整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策4】学習者に応じた支援	名称変更
(1) 乳幼児期における学習支援	
① 家庭教育支援	
② 地域における子育て支援	【現】4-(1)③を統合
③ ブックスタート事業等の推進	【現】2-(1)②から移動
(2) 青少年期における学習支援	
① 家庭教育支援	新規(実情に合わせて追加)
② 地域における子育て支援	新規(実情に合わせて追加)
③ こども読書活動の推進	【現】2-(1)②から移動
④ 青少年の健全育成に関する支援	【現】4-(2)②を統合
⑤ 居場所づくりの推進	
⑥ 日常的な学習支援	【現】1-(6)①から移動
⑦ 主権者教育の推進	新規(実情に合わせて追加)
⑧ キャリア教育の推進	新規(実情に合わせて追加)
(3) 成人期・高齢期における学習支援	【現】4-(3)及び(4)を統合
① 消費生活に関する学習機会の提供	
② リカレント教育の支援	
③ 介護予防・介護に関する学習機会の提供	新規(実情に合わせて追加)、【現】4-(4)①を統合
④ 自分らしく生きることに関する学習機会の提供	新規(実情に合わせて追加)
(4) 障害児・者等への学習支援	新規
① 医療的ケア児・病後児への学習支援	新規(実情に合わせて追加)
② 障害児等への学習支援	新規(実情に合わせて追加)
③ 義務教育修了後の障害者への学習機会の提供	新規(実情に合わせて追加)
(5) 外国語使用者等への学習支援	新規
① 外国語使用者等への学習支援	【現】3-(2)②から移動

現 第4次計画【令和3年度～7年度】	
【基本施策5】学習環境づくりの推進	
(1) 情報発信の充実	
① 生涯学習に関する情報提供	
② 生涯学習ネットワークの充実	
③ SNS等を利用した情報発信の充実	
(2) 施設の有効的な利活用と連携	
① 施設の有効的な利活用	
② 施設の充実	
③ 他機関との連携	

①について、生涯学習施設に限定しない施設の有効的な利活用は、多様な主体との連携に関わるため、基本方針6へ移動しました。また、③についても基本方針6へ移動しました。

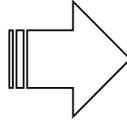
新 第5次計画案【令和8年度～12年度】	整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策5】学習環境の整備	
(1) 施設の整備及び適切な維持管理	新規
① 施設の新設	新規(実情に合わせて追加)
② 施設の適切な維持管理	新規(実情に合わせて追加)
③ 施設の計画的な更新	新規(実情に合わせて追加)
④ 施設の充実	【現】5-(2)②から移動
(2) デジタル環境の活用	新規
① デジタル環境の活用	新規(実情に合わせて追加)
(3) 情報発信	【現】5-(1)から移動
① 情報発信	

多世代交流拠点及びはだのスポーツビレッジ(仮称)の整備、南公民館及び大根公民館の建替え等に向けた学校施設との一体的整備について位置付けました。

博物館法改正に伴うデジタルアーカイブや講座等の動画、資料をインターネット上で公開するはだの生涯学習アーカイブ、電子図書館の取組を位置付けました。

【現計画】

現 第4次計画【令和3年度～7年度】
【基本施策6】推進体制の整備
(1) 市民と行政の協働の推進
① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進
② ネットワーク型行政の推進
③ 庁内での推進体制の整備と点検・評価
④ 市民ニーズの把握



【新計画】

新 第5次計画案【令和8年度～12年度】	整理のポイント(軽微なものは除く)
【基本施策6】推進体制の整備	
(1) 多様な主体との連携・協働	
① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進	【現】1-(6)②から移動
② 関係団体とのネットワークによる交流・連携の推進	【現】5-(2)①及び③を統合
(2) 進行管理等	
① 計画の進行管理	【現】6-(1)③から移動
② 市民ニーズの把握と計画の見直し	

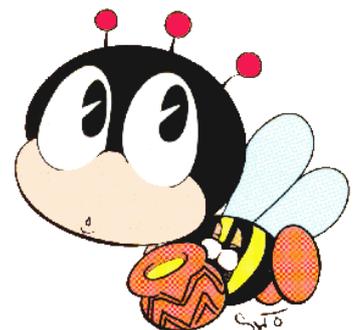
秦野市生涯学習推進計画

【令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）】



案

秦野市・秦野市教育委員会



生涯学習マスコット
「マナビィ」

はじめに

調整中

目 次

第1章 計画策定に当たって 1

- 1 計画の趣旨 1
- 2 生涯学習の捉え方 4
- 3 計画の位置付け 5
- 4 計画の構成と期間 7

第2章 計画策定の背景と現況 8

- 1 生涯学習の動向 8
- 2 社会的背景 15

第3章 基本構想 19

- 1 基本理念 20
- 2 施策の方針 21
- 3 施策の体系 23

第4章 基本計画 25

- 1 魅力ある地域学習の推進[重点施策] 25
 - (1) 地域資源に関する学習支援 26
 - (2) 地域課題の解決に向けた学習支援 26
 - (3) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の推進 27
 - (4) 学習成果を生かすための支援 28
- 2 現代的課題に関する学習機会の提供 29
 - (1) 環境との共生に関する学習機会の提供 30
 - (2) 共生社会に関する学習機会の提供 30

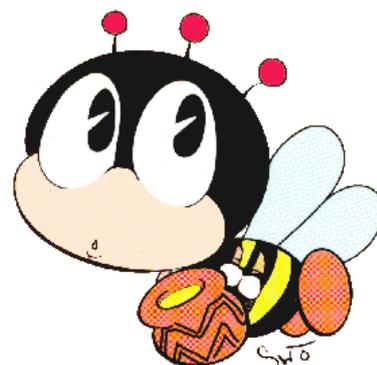
(3)	デジタル化社会に関する学習機会の提供	31
(4)	暮らしの安全・安心に関する学習機会の提供	31
3	多様な学習機会の提供	32
(1)	読書機会の提供	33
(2)	歴史や文化財に関する学習機会の提供	33
(3)	文化・芸術に関する学習支援	34
(4)	スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習支援	34
4	学習者に応じた支援	35
(1)	乳幼児期における学習支援	36
(2)	青少年期における学習支援	37
(3)	成人期・高齢期における学習支援	39
(4)	障害児・者等への学習支援	40
(5)	外国語使用者等への学習支援	40
5	学習環境の整備	41
(1)	施設の整備及び適切な維持管理	41
(2)	デジタル環境の活用	42
(3)	情報発信	42
6	推進体制の整備	43
(1)	多様な主体との連携・協働	44
(2)	進行管理等	45
資料		46

(注)

本文中、※印のついている語句については、 **用語解説** を参照してください。



故石ノ森章太郎さんデザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。



マナビィ

1 計画の趣旨

本市では、平成9年3月に「秦野市生涯学習推進計画」、平成23年3月に「第2次秦野市生涯学習推進計画」、平成28年3月に「第3次秦野市生涯学習推進計画」、そして令和3年3月には「第4次秦野市生涯学習推進計画」を策定しました。また、「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」においても文化・教育関係の目標として「生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、幸せな生き方や豊かな社会を構築できる施策を推進してきました。

近年、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観にも変化が生じています。また、家庭環境の多様化、地縁や人間関係の希薄化、貧困などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。さらに、人生100年時代、超スマート社会（Society5.0[※]）といった新たな時代を迎える一方、大規模自然災害への対応も求められます。

こうした複雑化する環境と向き合いながら、市民が豊かな人生を送るためには、個々の「生きる力」が不可欠です。本市は、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、「生きる力」の基礎を築く幼少期の家庭教育を含めて市民が共に学び支え合うことが、豊かな人生や、その基盤である持続可能な社会を創り出すことになるものと考えます。

このような考えに加え、国の第4期教育振興基本計画のコンセプトや基本的な方針に至る議論を取り入れ、アンケート調査で得られた市民の生涯学習に対する関心やニーズを基に、誰もが輝く生涯学習社会構築に向けて、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進する指針として、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を期間とする「第5次秦野市生涯学習推進計画」を策定しました。



用語解説

Society5.0 ……サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

(参考) 国第4期教育振興基本計画のコンセプトと5つの基本的な方針

2つのコンセプト

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



5つの基本的な方針



[出典] 文部科学省ホームページ:教育振興基本計画 第4期教育振興基本計画「教育振興基本計画(リーフレット)」



用語解説

生きる力・・・「知・徳・体」のバランスのとれた力。(学習指導要領より)

知…基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力。

徳…自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

体…たくましく生きるための健康や体力。

2 生涯学習の捉え方

生涯学習とは

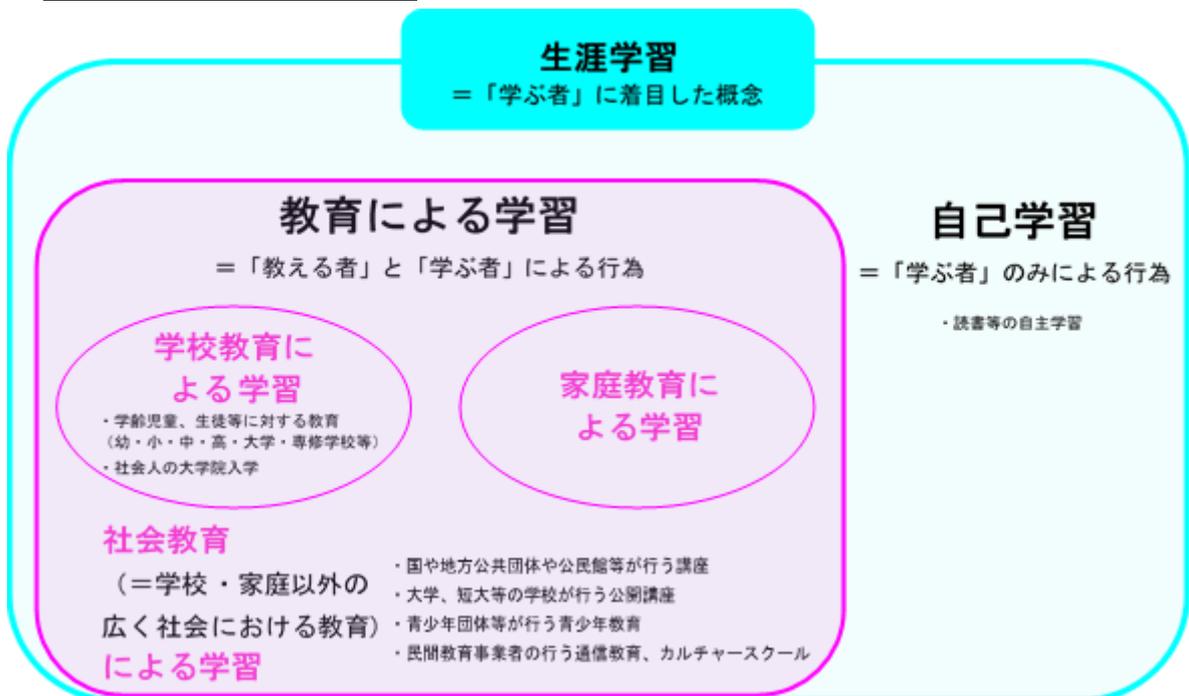
一人ひとりが今よりも更に豊かで幸せな生活ができるよう、様々な場所や方法により、生涯にわたって自主的・自発的に学ぶ活動を「生涯学習」と呼びます。

その活動は、学校教育、家庭教育や社会教育などの教える者と学ぶ者による教育だけでなく、健康増進などのスポーツ活動、趣味やレクリエーション活動、あるいは教養を身に付け、専門的知識を更に深める文化活動、そしてボランティア活動などを行う者による自己学習までを対象として、生涯にわたって生活全般における様々な環境の中で展開されます。

これらの学習の成果は、自己の充実と自らの生活の質の向上だけでなく、地域社会と結びつくことにより、社会全体の豊かさの増大を期待することができます。

一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を生かすことができる「生涯学習社会」の実現が必要とされています。

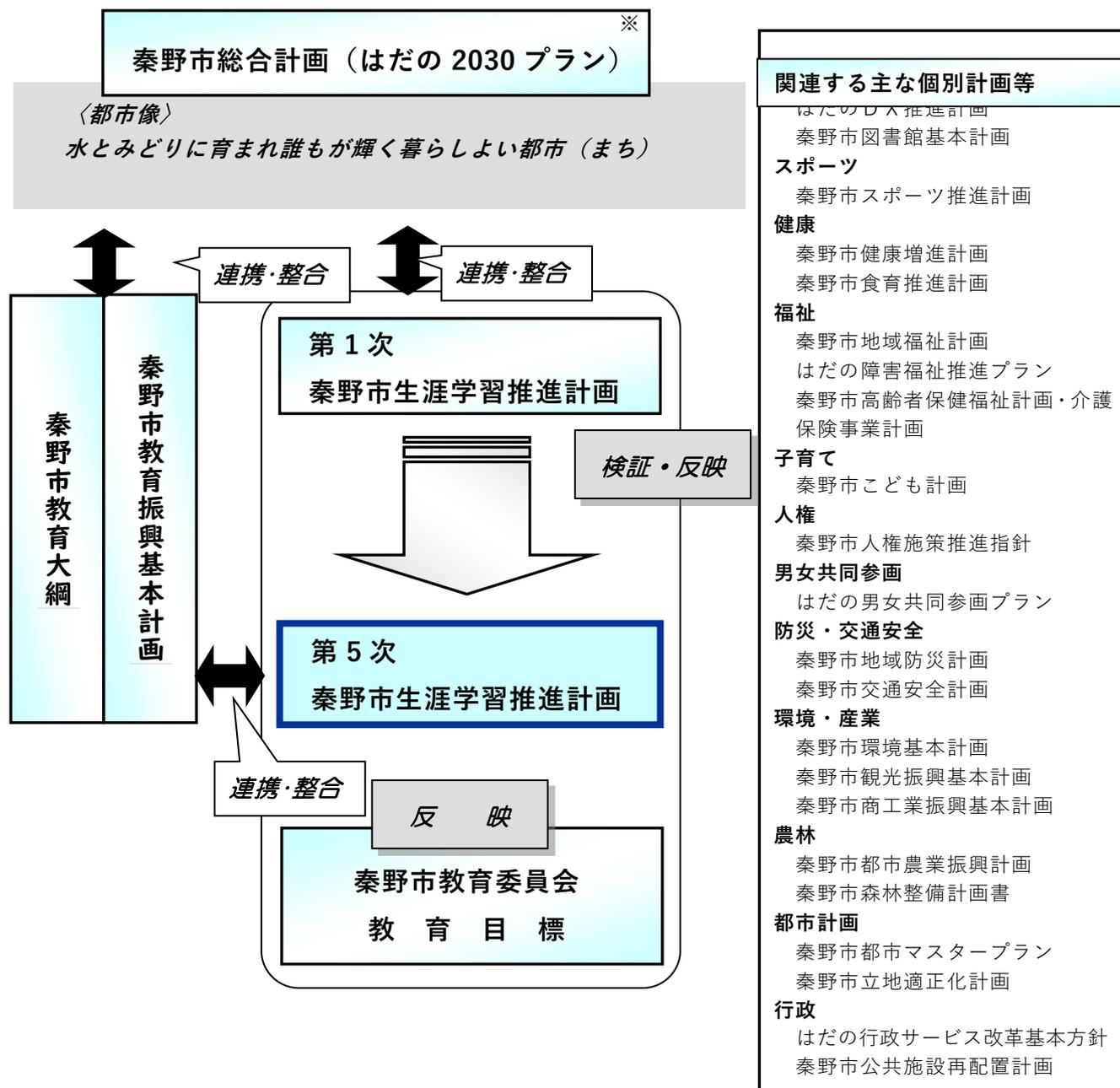
生涯学習のイメージ図



[出典] 文部科学省ホームページ：「平成23年11月中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

3 計画の位置付け

本市の都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」、
「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえた計画づくりを行います。そして、
「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」や「秦野市新教育大綱」、「秦野市新
教育振興基本計画」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、
生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。



※秦野市総合計画（はだの2030プラン）は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、このうち基本計画は、施策大綱別計画及び地域まちづくり計画から成り立っています。

生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育基本法(平成18年12月改正)第三条に規定

秦野市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住み良いまちを、それは私たちのちかいです。

昭和 44 年 10 月 1 日制定

秦野市教育委員会教育目標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

平成 21 年 3 月 27 日制定

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

「市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を生かすことができるまちを目指して」という基本理念とその実現を図るための施策の方針と体系を示します。

基本計画

- ① 魅力ある地域学習の推進〔重点施策〕
- ② 現代的課題に関する学習機会の提供
- ③ 多様な学習機会の提供
- ④ 学習者に応じた支援
- ⑤ 学習環境の整備
- ⑥ 推進体制の整備

の6つの基本施策に基づき施策の柱と主な施策の展開（取組）を示します。

(2) 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

主な関連計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画	はだの2030プラン			はだの2030プラン 後期基本計画				
教育振興基本計画	前教育振興基本計画			教育振興基本計画				
生涯学習推進計画	第4次 生涯学習推進計画			第5次 生涯学習推進計画				

1 生涯学習の動向

生涯学習・生涯教育という考え方は、昭和40年にユネスコ*の成人教育推進国際委員会、ポール・ラングランにより「生涯にわたって学習に取り組み、自己実現を図ることが大切である」と初めて提唱されてから、学校教育だけでなく様々な教育活動と、自主的・自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を与えてきました。

わが国では、昭和56年に中央教育審議会の答申により生涯学習の考え方が示されて以降、平成2年に生涯学習に関する初めての関連法として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、平成4年の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が定められました。

その後、平成18年の教育基本法の改正によって生涯学習の理念が定められました。そして、平成20年の社会教育法改正など諸規定の整備が行われ、平成25年に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、わが国では自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びが求められており、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが提起されました。さらに、平成30年には第3期教育振興基本計画が策定され、第2期計画の自立・協働・創造の方向性を継承し、生涯学習分野では「生涯学び、活躍できる環境を整える」基本的な方針が示され、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進や社会の持続的発展のための学びの推進などが提唱されました。

令和5年には第4期教育振興基本計画が策定され、これまでの「自立」、「協働」及び「創造」の三つの方向性を発展的に継承するとともに、新たに「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げ、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方が示されました。そして、この中に、人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者の育成が挙げられています。



用語解説

ユネスコ・・・国際連合の経済社会理事会の下におかれ、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、
 「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて昭和21年(1946年)11月4日
 (国際連合教育科学文化機関)

に設立された国際連合の専門機関。

世界では

昭和 40 年 (1965 年)	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関) ・成人教育に関する会議において「生涯教育」の考え方を初めて提唱
昭和 48 年 (1973 年)	OECD(経済協力開発機構)「リカレント教育※－生涯学習のための 戦略」 報告書 ・報告書においてリカレント教育の必要性を提言
平成 21 年 (2009 年)	ユネスコ第 6 回国際成人教育会議 ・「行動のためのベレン・フレームワーク」を提言
平成 24 年 (2012 年)	OECD「日本再生のための政策」 ・成人の資質や能力を高めるとともに、学歴を重視した教育から需要即応型 生涯学習に移行することを提言
平成 27 年 (2015 年)	国連開発計画(UNDP) ・「国連ミレニアム宣言」で掲げられた、平成27年(2015年)までに達成 するという期限付きの「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」に積み残された目標を達成し、誰も置き 去りにしないことを確実にするため、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標(SDGs)」に、「包括的かつ 公平な質の高い教育の保証と、万人のための生涯学習の機会の促進 (SDG4)」が目標として盛り込まれる。



用語解説

リカレント教育・・・主に学校教育を終えた後の社会人が、必要に応じて、大学等の教育機関を利用して、繰り返し(Recurrent)受ける教育を指す。

日本では

昭和 56 年 (1981 年)	中央教育審議会 ・「生涯教育について」の答申において、「生涯学習」の考え方を初めて提言
昭和 59 年 (1984 年) ～ 昭和 62 年 (1987 年)	臨時教育審議会 ・学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする、教育体系の総合的な再編成を図ることを提言
平成 2 年 (1990 年)	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定 ・生涯学習に関する初めての関連法として制定
平成 4 年 (1992 年)	生涯学習審議会 ・「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申において、リカレント教育やボランティア活動の推進、青少年の学校外活動や高齢化・環境問題などの現代的課題に関する学習機会の充実等を提言
平成 10 年 (1998 年)	生涯学習審議会 ・社会教育行政の今後の展開として、地方分権と住民参加の推進、ネットワーク型行政*の推進、学習支援サービスなど、多様化すべきことを提言
平成 13 年 (2001 年)	社会教育法の改正 ・家庭教育に関する学習機会、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実
平成 18 年 (2006 年)	教育基本法の改正 ・生涯学習に関する事項を新設し、生涯学習社会の実現について規定 ・「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定
平成 20 年 (2008 年)	第 1 期教育振興基本計画を閣議決定 ・教育基本法に示された教育の理念に基づく、方向性と総合的・体系的・計画的な推進計画 社会教育法の改正 ・教育基本法の改正に伴う規定の整備 ・「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」について規定 図書館法の改正 ・「文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上、好ましい基準を定め、これを公表するものとする」ことを新設 中央教育審議会 ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を答申



用語解説

ネットワーク型行政・・・社会教育行政が中心となって、首長部局や学校、民間団体、企業等と連携・協働するためのネットワーク化を図り、社会教育行政のみならず、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み。生涯学習審議会答申(平成 30 年)より。

平成 25 年 (2013 年)	<p>第 2 期教育振興基本計画を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視した「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を明示 <p>中央教育審議会(生涯学習分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、社会教育の活性化に資する、国や地方公共団体等の取組の指針として、今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理
平成 27 年 (2015 年)	<p>中央教育審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申
平成 29 年 (2017 年)	<p>社会教育法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域学校協働活動」の推進について規定
平成 30 年 (2018 年)	<p>第 3 期教育振興基本計画を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すもの <p>中央教育審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会生涯学習分科会の下に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置 ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申
令和 2 年 (2020 年)	<p>「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「講習修了証書授与者が「社会教育士」と称することができる」と規定 <p>中央教育審議会(生涯学習分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ICT などの新しい技術を活用した学び等、誰一人として取り残されることがなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方について、議論を整理
令和 4 年 (2022 年)	<p>社会教育法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法改正に伴う文言の修正 <p>博物館法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館登録制度の改正、博物館事業へのデジタルアーカイブ作成・公開の位置付け等 <p>中央教育審議会(生涯学習分科会)第 11 期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化に対応し、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、議論を整理

<p>令和 5 年 (2023 年)</p>	<p>第 4 期教育振興基本計画を閣議決定（令和 5 年 6 月 16 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期教育振興基本計画において継承された「自立」、「協働」及び「創造」の三つの方向性について発展的に継承し、新たに「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げ、2040 年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示す
<p>令和 6 年 (2024 年)</p>	<p>中央教育審議会（生涯学習分科会）第 12 期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画を踏まえ、生涯学び続ける社会の実現及び全ての人のウェルビーイングを目指したりカレント教育並びに全ての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティや学校教育との連携等の基盤を支える社会教育人材の在り方について議論を整理 <p>中央教育審議会（生涯学習分科会社会教育人材部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」において、社会教育人材を取り巻く環境と社会教育人材が果たす役割への期待を整理し、その養成と活躍促進の在り方について施策の方向性を示す

神奈川県では

昭和 58 年 (1983 年)	神奈川県生涯学習推進懇話会の設置 ・生涯学習の推進について提言
昭和 60 年 (1985 年)	神奈川県生涯学習推進会議の設置 ・生涯学習の推進にあたって県の取るべき具体的方策について報告
平成 6 年 (1994 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「学習社会神奈川を展望した生涯学習振興の基本的方策について」を答申
平成 9 年 (1997 年)	「かながわ生涯学習推進構想」を策定 ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を運用開始
平成 18 年 (2006 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習社会かながわの方向性」について報告
平成 19 年 (2007 年)	「かながわ教育ビジョン」を策定
平成 20 年 (2008 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「これからの超高齢化社会に向けた学習社会支援について考える」を報告
平成 22 年 (2010 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「求められる家庭教育支援のあり方について考える」を報告
平成 24 年 (2012 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「図書館や博物館などの生涯学習拠点としての可能性について考える」を報告
平成 26 年 (2014 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「『体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり』のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について」を答申
平成 27 年 (2015 年)	「かながわ教育ビジョン」の一部改訂
平成 28 年 (2016 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習の成果の活用に向けた取組について」を答申
平成 30 年 (2018 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「地域と学校の連携・協働の推進について」を答申
令和元年 (2019 年)	「かながわ教育ビジョン」の一部改訂

秦野市では

昭和 63 年 (1988 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「秦野市における生涯学習の中の成人教育について」を提言
平成元年 (1989 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習の拠点としての公民館について」を提言
平成 3 年 (1991 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習構想の具体化について」を提言
平成 4 年 (1992 年)	市民 1,000 人を対象に、生涯学習に関する市民意識調査を実施
平成 6 年 (1994 年)	秦野市生涯学習推進庁内連絡会議及び秦野市生涯学習推進市民会議を設置
平成 9 年 (1997 年)	「秦野市生涯学習推進計画」を策定
平成 22 年 (2010 年)	秦野市社会教育委員会議 ・「秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について」を提言 秦野市生涯学習推進計画策定市民会議を設置 ・秦野市生涯学習推進計画を策定するに当たり設置
平成 23 年 (2011 年)	「第 2 次秦野市生涯学習推進計画」を策定 秦野市生涯学習推進市民会議を設置 ・生涯学習施策を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させ、市民とともに本市における生涯学習活動を進めるため設置
平成 26 年 (2014 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置 ・秦野市生涯学習推進市民会議の所掌事項を引き継ぐ
平成 28 年 (2016 年)	「第 3 次秦野市生涯学習推進計画」を策定
令和元年 (2019 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置
令和 3 年 (2021 年)	「第 4 次秦野市生涯学習推進計画」を策定
令和 6 年 (2024 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置
令和 8 年 (2026 年)	「第 5 次秦野市生涯学習推進計画」を策定

2 社会的背景

現代社会において、生涯学習を取り巻く環境は大きく変化しています。社会の潮流や本市における生涯学習の課題に着目し、基本構想や基本計画に反映させる8項目について考察します。

(1) 少子・超高齢社会への対応

出生数の急減や、団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子・超高齢社会が到来しました。

労働市場においては、夫婦の場合は共働きが主流となり、また、定年延長に伴い、有職の高年齢者の割合が増えている一方、地域社会においては、市民、市民活動団体などの担い手不足が深刻化していることから、多様な主体が役割と責任を分かち合い、協働・連携して地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが求められています。

また、超高齢社会は「人生100年時代」とも言われる長寿化を伴っており、人生の長い期間をより充実したものにするためには、生涯にわたって、あらゆる世代での学習が求められています。



(2) 家庭・地域の教育力の低下

都市化の進展などにより、地域におけるコミュニケーションが希薄化し、世代間の交流が減少しています。また、こどもを取り巻く環境において、少子・超高齢化、家庭環境の多様化とともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。さらに、貧困や虐待、いじめなど、様々な問題が山積しています。

このような状況の中で、こどもを支え、活力ある地域社会を実現するため、情報共有を図るとともに、家庭教育への支援や地域での青少年関係団体の活動支援などを通して、学校、家庭、地域の連携・協働を強化することにより、「生涯学習の基礎づくり」として、家庭や地域での教育力の向上を図る必要があります。

(3) ライフスタイルの多様化

人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方が多様化し、人々のニーズに影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て、学び方や働き方に様々な選択肢が生まれ、時間の使い方により様々な特色が生まれつつあります。

デジタルツールを効果的に取り入れることも含め、多様な学習機会を提供し、自由に学び続けることができる仕組みづくりが必要となります。

(4) 環境問題への対応

経済発展や技術変化は私たちに豊かな暮らしをもたらしましたが、その一方で、地球温暖化による気候変動、大量の廃棄物、生態系の破壊、森林の荒廃といった地球規模の課題に直面しています。この課題を克服するためには、気候変動対策と循環型社会構築に向けた持続可能な資源利用を同時に進めることが不可欠です。そのため、温室効果ガスの排出を抑え、異常気象などのすでに起こりつつある影響への適応の両方に取り組み、3R[※]（リデュース、リユース、リサイクル）を徹底して、市民一人ひとりが環境への負荷を低減する暮らしを実践し、環境に優しいまちづくりを推進していくことが求められます。

(5) グローバル化の進展

社会や経済の問題が国の枠を超えて世界中に広まり、国際情勢が物価の高騰など、様々なかたちで私たちの生活に影響を与えています。また、デジタル化と合わさることで、その影響はより速く、複雑で、将来予測が困難なものとなっています。この状況に対応していくためには、グローバル化[※]の視点を持ち、多文化共生への理解、国際理解のための交流活動実践など、市民の関心を高めていく必要があります。



用語解説

3 R …… リデュース(Reduce:廃棄物の発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再資源化)。

リデュース、
リユース、
リサイクル

3R(スリーアール)は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

グローバル化 …… 社会的あるいは経済的な関わり合いが、国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

(6) デジタル化の進展

スマートフォンやタブレット端末の普及など、インターネットを利用する機会が一般的になりました。IoT*やビッグデータ*、AI*、Society5.0 といった新しい技術や概念が登場し、教育現場においても、GIGA スクール構想*をはじめ、ICT 環境の充実に向けた整備がなされています。このような技術革新によって、地理的制約や時間的制約が少なくなる反面、情報通信技術を使える人と使えない人との情報格差（デジタル・ディバイド）*が大きくなっていく危険性があります。また、SNS を通じた新たな詐欺やフェイクニュースなどの課題も生じています。利便性とともにもこのような課題をはらむデジタル化社会における倫理観・道徳観をはじめ、一人ひとりの共感力、創造力、理解力、対応力などの醸成が必要となります。さらに、情報格差が大きくなるようにするためのデジタルリテラシーに関する学習やデジタルツールを有効に活用する知識の習得が求められています。



用語解説

- IoT**・・・「Internet of Things」の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳されている。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。
- ビッグデータ**・・・一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語である。組織が非常に大きなデータセットを作成、操作、及び管理できるようにする全てのものと、これらが格納されている機能を指す。
- AI（人工知能）**・・・「Artificial Intelligence」の略。計算の概念とコンピュータを用いて知能を研究する計算機科学（コンピュータサイエンス）の一分野。言語の理解や推論、問題解決など、これまで人間以外に不可能だった知的行為を機械に代行させるためのアルゴリズムを指す。
- GIGA スクール構想**・・・GIGA=「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した施策。学校における「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を目指すもの。
- 情報格差（デジタル・ディバイド）**・・・「digital divide」。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差。
- フェイクニュース**・・・メディアやブログ、SNS等で、本当ではない記事が公開されていることがあり、これらの記事のことを指す。
- デジタルリテラシー**・・・デジタルリテラシーとは、①活用されているデジタル技術に関する知識があること、②デジタル技術を活用する方法を知っていることを指す。

(7) 暮らしの安全・安心の確保

近年、児童虐待や配偶者等からの暴力事案、サイバー犯罪、振り込め詐欺を含む特殊詐欺、薬物乱用及び危険運転致死傷罪の検挙件数については、増加傾向又は高止まり状態が続いています。さらに、近年「闇バイト」として集まった者による凶悪犯罪が発生するなど、防犯面での不安が増大しています。こうしたことから、市民一人ひとりの防犯意識の向上、地域における見守りに加え、犯罪を生まないような社会づくりも求められています。

また、令和6年に発生した能登半島や宮崎県日向灘での大規模地震に加え、異常気象に伴う集中豪雨や勢力を増す傾向にある台風は、全国各地で甚大な被害をもたらしています。さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、改めて、災害への備えや対策の必要性などに関心が高まっています。安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっており、市民が身を守るための知識や技能を学習する機会を提供していく必要があります。



(8) SDGsの達成に向けた取組

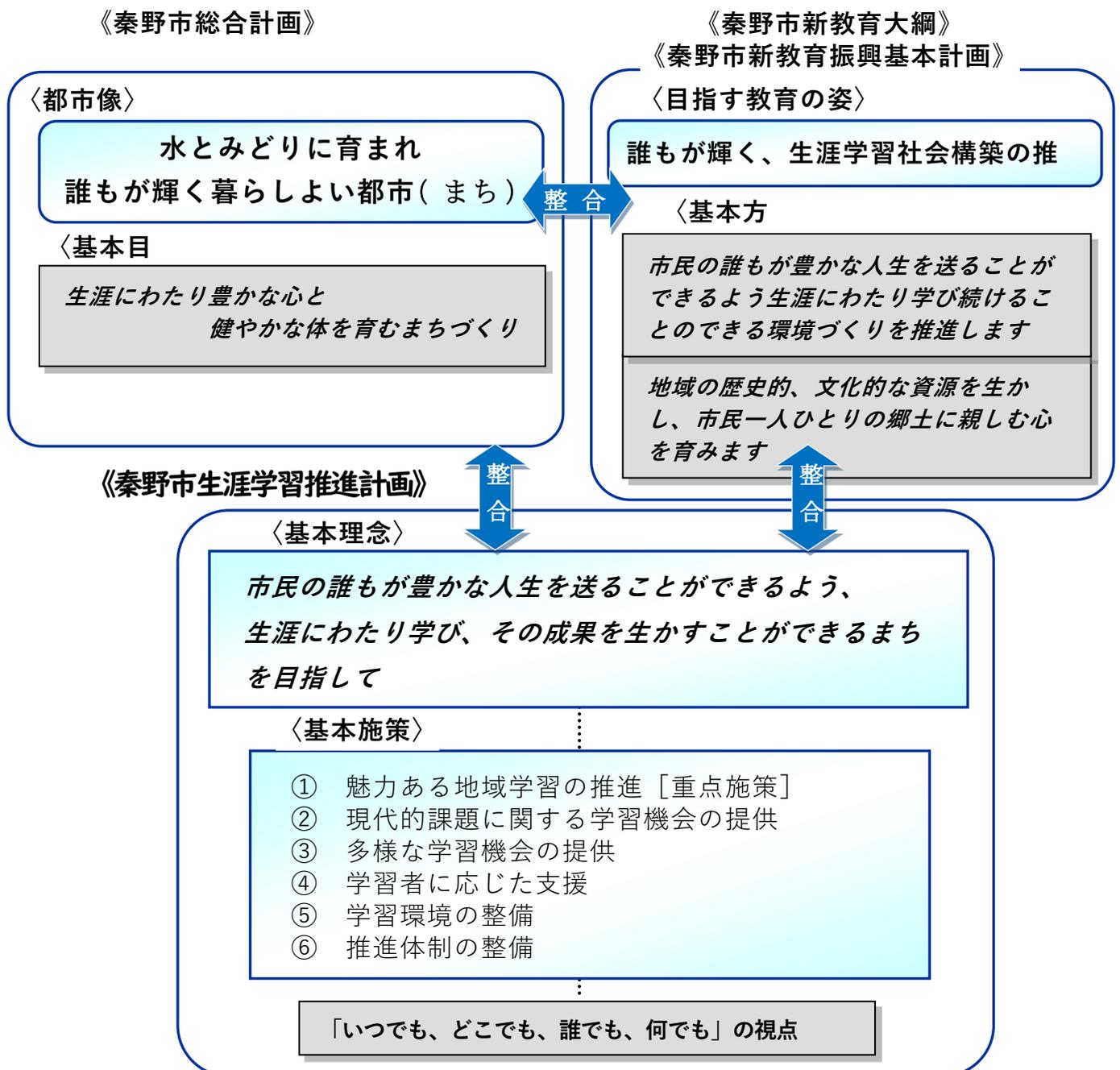
「SDGs」（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

特に生涯学習分野では、目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が関連し、年齢、性別、障害の有無、職業、家族構成など、あらゆる状況に関わらず、全ての人に学習機会を提供することが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

市民の生涯学習は、自己内完結型・受動型の学習から、仲間づくり型・自立型の活動へと広がりを見せ、変化が著しい社会情勢の中、誰もがより豊かな人生を送るためには、知り、学び、学習成果を生かすことが求められています。その要求に応え、生活の基盤である地域をともに育むため、ここに基本理念と基本施策を示し、個人としての幸せと社会に貢献することに生きがいを感じられるような施策の展開を図ります。

生涯学習推進計画基本構想関連図

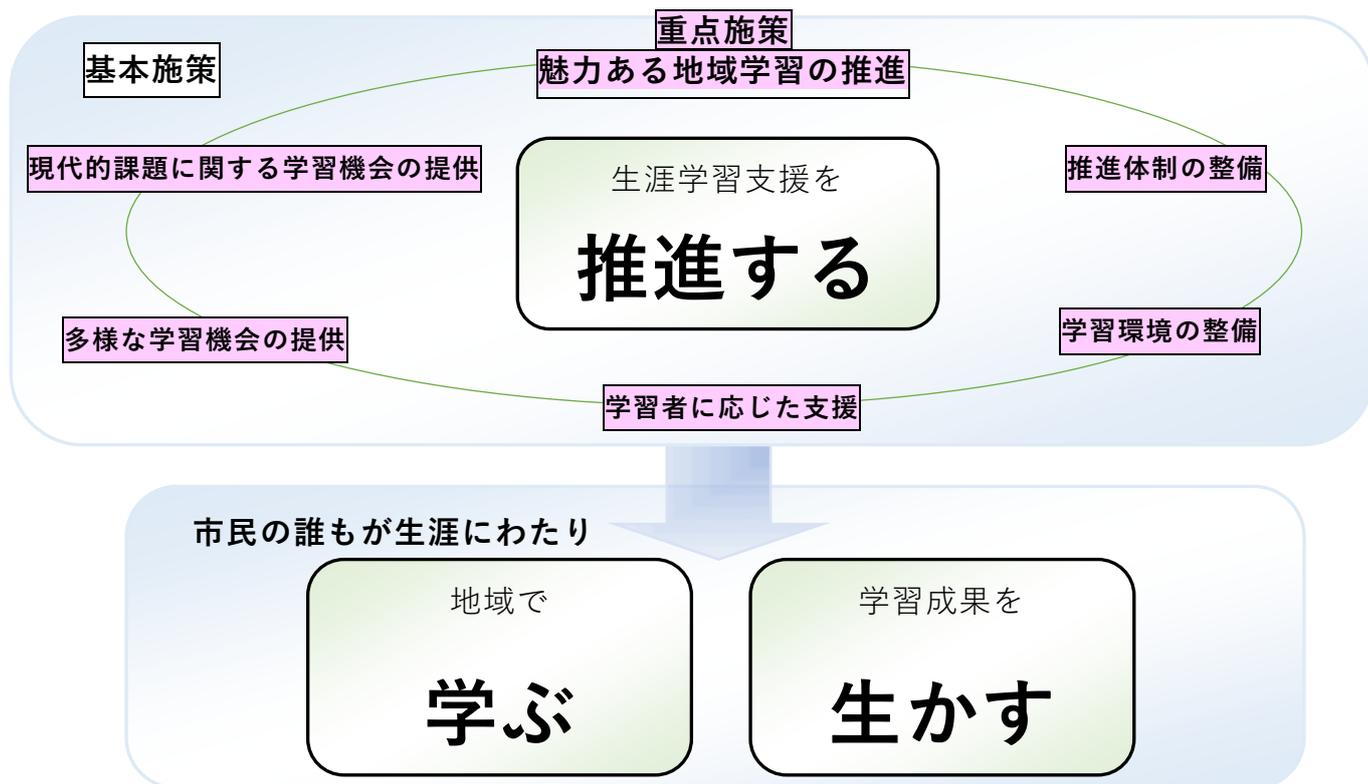


1 基本理念

「いつでも、どこでも、誰でも、何でも」の視点から、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び、その成果を生かすことができるまちを目指して



<視点>

いつでも 「時」	生涯にわたり、いつでも、いつからでも、必要とする時に
どこでも 「場」	学校、家庭、地域社会など、あらゆる場で
誰でも 「人」	あらゆる条件の有無を問わず、市民一人ひとりが、誰とでも
何でも 「事」	自由に自らの目的に沿って、多様に

2 施策の方針

本計画の基本理念の実現を図るための方針として、社会の潮流や市民ニーズ、本市における生涯学習の課題などを踏まえ、次の6つの基本施策を示します。

また、第4章の基本計画ではこれらの基本施策を柱として主な展開（取組）を示します。

(1) 魅力ある地域学習の推進〔重点施策〕

市民一人ひとりが学習を通じて、誇りと愛着を持ち、身に付けた成果を地域で生かすことができるよう、「ふるさと秦野」の地域資源や地域課題に関する学習機会を提供するとともに、異年齢・異世代の交流について支援します。

また、学校や地域と連携して、公民館を生涯学習活動や地域コミュニティの拠点として活用し、公民館まつりなどの発表や交流の機会を提供するとともに、市民がボランティア活動等を通じて学習成果を生かすことができるように支援し、住みよい豊かな地域づくりを目指します。

(2) 現代的課題に関する学習機会の提供

地球温暖化による気候変動、大量の廃棄物、生態系の破壊、森林の荒廃といった環境問題に対し、市民一人ひとりが自らの問題として受け止め、学び、考え、判断し、行動できるよう、環境との共生に関する学習機会を提供します。

また、全ての人々が互いを尊重し、ともに支え合い、幸せに暮らすことができるよう、人権・男女共同参画、異なる言語・習慣に対する相互理解、国際交流や平和など、共生社会に関する学習機会を提供します。

さらに、誰もが、デジタル化の恩恵を安心して享受するとともに、犯罪や自然災害などの様々な暮らしのリスクに備えられるよう、デジタル化社会への対応や暮らしの安全・安心に関する学習機会を提供します。

(3) 多様な学習機会の提供

文化・芸術、スポーツ・レクリエーションや健康増進など、学習成果の生かし方を含めて多様な学習機会を提供します。また、図書館を中心として読書機会を提供するとともに、文化財の保存・活用を通じた学習機会を提供します。

(4) 学習者に応じた支援

「生きる力」の基礎を築く幼少期の家庭教育支援をはじめ、障害の有無など、発達段階や置かれた立場・状況を考慮し、学習者それぞれが自分に適した方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるように支援します。

(5) 学習環境の整備

施設の適切な維持管理・更新等を通じ、市民の学習の場や学習の成果を発表する場を整備します。

また、デジタルアーカイブや電子図書館といったデジタル環境を整備するとともに、SNS等を利用した市民への生涯学習に関する効果的な情報発信を行います。

(6) 推進体制の整備

生涯学習を取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化に伴って市民ニーズが多様化し、取り組むべき課題も複雑化しています。このような状況に対応して生涯学習活動を展開するには、多様な主体が連携・協働し、推進していく必要があります。そのため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進など、様々な場面において連携・協働を図り、本計画を推進する体制を整備します。

また、市民ニーズの把握に努めるとともに、本計画の進行管理と見直しを行います。

3 施策の体系





「市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び、その成果を生かすことができるまちを目指して」という「基本理念」を実現するため、基本計画では、基本施策と施策の柱に主眼をおき、魅力ある地域学習の推進[重点施策]、現代的課題に関する学習機会・多様な学習機会の提供、学習者に応じた支援、学習環境・推進体制の整備に取り組みます。

1 魅力ある地域学習の推進 [重点施策]

現状と課題

- ・人口減少や高齢化をはじめとする多様な問題が顕在化する社会において、住民主体で課題や時代の変化に対応することができる、地域の担い手の育成・確保が求められています。
- ・「ふるさと秦野」に誇りと愛着を持ち、学習成果を生かすことができるよう、地域の資源や課題に関する学習機会を提供するとともに、異年齢・異世代の交流を支援しています。
- ・地域課題に関する学習を推進するため、福祉、防災、防犯、交通安全などの様々な分野で、住民参加のもと、講座や研修会が開催されています。全ての人がともに助け合い、安心して地域で暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、関係団体との連携を深め、継続的な開催が必要となります。
- ・市内公民館 11 館を中心に市民が自由に学習し、その成果を生かすことができるよう支援を行っています。
- ・生涯学習や地域コミュニティ活動の拠点である公民館事業を推進し、公民館まつりなど、発表や交流の機会を提供することでコミュニティの活性化を支援しています。また、公民館と学校との連携をより強固なものとした事業の在り方も引き続き検討していく必要があります。

取組例

- ・「はだの生涯学習講座」の実施
- ・公民館まつりの実施
- ・広畑ふれあい塾の支援
- ・宮永岳彦記念美術館における展示、体験学習及びコンサート
- ・郷土ゆかりの歌人にちなむ事業の実施
- ・秦野の郷土史に関する展示、体験学習、講座の充実
- ・秦野の自然環境に関する事業
- ・市民活動団体連絡協議会の支援
- ・生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の推進
- ・防災講義、講演、演習
- ・交通安全教室の実施
- ・報徳仕法啓発事業の推進
- ・秦野市展及び秦野市文化祭の開催
- ・「はだのっ子アワード事業」の実施
- ・防犯研修会の実施
- ・放課後こども教室の運営 など

(1) 地域資源に関する学習機会の提供

目 標：ふるさと秦野の地域資源への理解を高めます。

指標例：はだの生涯学習講座（地域資源に関するテーマ）における参加者満足度

主 な 取 組
<p>① 郷土の歴史や伝統、文化に関する学習機会の提供</p> <p>郷土の地域資源を学び親しむことにより、ふるさとを身近に感じ、その一員としての自覚を醸成するよう、秦野の歴史や伝統、文化に関する学習機会を提供します。</p>
<p>② 地域の自然環境に関する学習機会の提供</p> <p>かけがえのない自然の価値を理解し、豊かな自然環境への適切な配慮と行動ができるよう、自然保護意識の啓発に努めます。また、自然とのふれあいを大切にする市民を増やすため、自然体験や森林・里山の保全再生活動など、地域における学習機会を提供します。</p>
<p>③ 地域の産業に関する学習機会の提供</p> <p>郷土の諸産業の歴史と現状、現在操業している企業について理解を深めるため、資料の提供や講座の開催など、学習機会を提供します。</p>

(2) 地域課題の解決に向けた学習支援

目 標：地域課題に関する学習を支援し、暮らし良いまちを目指します。

指標例：①防災講習会実施回数、②認知症サポーターの人数

主 な 取 組
<p>① 異年齢・異世代間の交流機会の提供</p> <p>高齢者の生きがいづくりやこどもの健全育成、また、地域の子育て力を高めるため、異年齢や異世代間の交流機会を提供します。</p>
<p>② 地域福祉に関する学習機会の提供</p> <p>ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人がともに助け合い、安心して地域で暮らすことができる「地域共生社会」を目指したまちづくりを進めるため、地域福祉に関する学習機会を提供します。</p>

主 な 取 組

③ 安全・安心に関する学習機会の提供

市民が地域で支え合い、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災、防犯、防火、交通安全に関する学習機会を提供します。

④ 市民の課題解決を支援する図書館サービスの提供

生涯学習の情報拠点として、課題解決に役立つ資料を幅広く収集し、提供します。

(3) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の推進

目 標：地域の生涯学習活動の拠点であるとともに、地域コミュニティの活動拠点として公民館での事業を推進します。

指標例：公民館自主事業参加者数（年間）

主 な 取 組

① 市民提案型事業の推進

市民の学習ニーズが、単なる参加型学習から学習の成果を地域や生涯学習の場で生かすことへと広がりを見せているため、公民館において、市民やボランティアの企画提案による事業を協働で実施し、学習機会とともに、成果を生かす機会を提供します。

② 公民館協働事業の推進

各公民館が立地条件や地域の特性を生かした活動を行うとともに、担当地域だけでは取り上げきれない広域的な共通課題に対応するため、複数の公民館が連携しながら、効果的な協働事業を推進します。

③ 地域協働事業の推進

地域の生涯学習活動の拠点として、地域まちづくりコーディネーターと連携するなど、市民力を生かした講座や事業の充実を図り、地域コミュニティの活性化に役立つよう、学校、家庭、企業、NPO等との連携・協働事業を推進します。

(4) 学習成果を生かすための支援

目 標：学習成果を生かすことができるように支援し、学習意欲の向上と地域づくりを推進します。

指標例：①市展の来場者数、②市内で活動する NPO 法人・ボランティア登録団体数

主 な 取 組
<p>① 学習成果を発表する機会の提供</p> <p>地域のふれあいの場として開催する公民館まつりや市展、文化祭等により、文化・芸術やスポーツなどの活動や学習の成果を発表する機会を提供します。</p>
<p>② ボランティア等の支援</p> <p>市民が学習により習得した知識や技能を、地域の様々な場面において活用できるように支援します。</p>

2 現代的課題に関する学習機会の提供

現状と課題

・地球温暖化による気候変動や大量の廃棄物の排出、生態系の破壊、森林の荒廃、資源エネルギー問題など、地球規模での様々な課題がある中、持続可能な社会を構築するため、市民一人ひとりが環境問題について学び、環境に優しいまちづくりを推進していく必要があります。また、学校における環境学習を支援するため、行政・企業・環境団体が有するプログラムを実施しています。

・平成 18 年に策定した「秦野市人権施策推進指針」に基づき、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりに相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の事業を展開しています。また、男女共同参画社会の実現を目指し、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性や育児休暇中の女性等、女性の再就職や起業を支援するための講座も開催しています。引き続き、参加者に人権尊重思想の普及や高揚を図り、子ども、女性、高齢者、障害者その他全ての、一人ひとりの人権が尊重され、みなが生きやすい社会の実現を目指しています。

・外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりを推進するため、言葉や習慣の違いなど、相互理解を深める各種事業を関係団体と協働で展開しています。特に、海外姉妹都市等との交流を通じて、国際感覚を醸成するための学習機会を提供しています。

・昭和 61 年 3 月に制定した「秦野市平和都市宣言」及び平成 20 年 6 月に制定した「秦野市平和の日（毎年 8 月 15 日）」の趣旨を広め、市民の平和意識を高めるため、各種平和推進事業を実施しています。引き続き、市民の平和意識向上のため、各事業への参加者の増加につながる周知方法について検討を進める必要があります。

・日常生活のあらゆる場面でデジタル技術を活用するサービスが展開され、デジタル化が広く浸透しています。そのため、誰もが、デジタル化の恩恵を安心して享受できるよう、デジタルを正しく理解し、活用できる力であるデジタルリテラシーやスマートフォン、パソコン等のデジタルツールを使って身近なサービスを利用する力を身に付けることができる学習機会が求められています。

取組例

- ・河川・水路浄化対策事業の実施
- ・里地里山自然環境活用学習の推進
- ・日本語教室の開催
- ・平和推進事業の実施
- ・パソコン教室の開催
- ・消費生活に関する講座の実施
- ・エコスクールの実施
- ・国際交流事業の実施
- ・日本語指導協力者の派遣
- ・人権・男女共同参画に関する講演会の実施
- ・スマートフォン教室の開催

など

施策の展開

(1) 環境との共生に関する学習機会の提供

目 標：環境との共生についての理解を高めます。

指標例：くずはの家における自主事業の実施回数

主 な 取 組

① 環境との共生に関する学習機会の提供

市民一人ひとりが率先して気候変動対策や資源循環につながる取組などの環境に配慮した行動がとれるよう、くずはの家における自主事業や、学校や地域と連携した環境教育など、環境との共生に関する学習機会を提供します。

(2) 共生社会に関する学習機会の提供

目 標：人権・男女共同参画、国際感覚、平和についての理解を高めます。

指標例：①人権への理解が深まった人の割合、②平和啓発事業の参加者数

主 な 取 組

① 人権・男女共同参画に関する学習機会の提供

市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持つ、差別や偏見のない明るく住みよい社会や、全ての人がお互いを尊重し助け合いながら、性別に関わらず自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる社会を実現するための学習機会を提供します。

② 地域の国際化に関する学習機会の提供

外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりが求められていることから、言葉や習慣の違いなどを越えて、相互の理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくための学習機会を提供します。特に、海外姉妹都市等との交流や、ボランティアの支援、関係団体との協働を通じて学習機会を提供します。

③ 平和に関する学習の充実

平和を愛する心を育み、命の大切さについての意識を高めるため、平和に関する学習機会を提供します。

(3) デジタル化社会に関する学習機会の提供

目 標：デジタルツールの使い方やデジタルリテラシーについての理解を高めます。

指標例：地域におけるデジタル活用講座参加者数

主 な 取 組

① デジタルツール及びデジタルリテラシーに関する学習機会の提供

日常生活のあらゆる場面でデジタル技術を活用するサービスが展開され、デジタル化が広く浸透している中で、誰もが、デジタル化の恩恵を安心して享受できるよう、デジタルを正しく理解し、活用できる力であるデジタルリテラシーやスマートフォン、パソコン等のデジタルツールを使って身近なサービスを利用する力を身に付けることができる学習機会を提供します。

(4) 暮らしの安全・安心に関する学習機会の提供

目 標：未然に対策することで安心して暮らせるよう、暮らしのリスクについての理解を高めます。

指標例：①防災講演会参加者数、②消費生活に係る講座の満足度

主 な 取 組

① 生活に係るリスクに関する学習機会の提供

暴力事案、サイバー犯罪、特殊詐欺、薬物乱用、危険運転など、市民生活に多大な影響を及ぼす問題に対応し、被害や加害を未然に防ぐため、生活に関わる様々なリスクに関する学習機会を提供します。

3 多様な学習機会の提供

現状と課題

・社会情勢の変化により、市民のニーズは多様化が進んでいます。常に必要な知識の範囲が広がり、絶えず情報収集と学習が必要になっている昨今、身近な情報提供機関として、図書館サービスの充実が求められています。具体的には、レファレンスサービス向上のため、利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、情報を広範囲にわたって調査し、収集するために関係機関との連携を行うこと、また、誰もが利用できるように配慮した整備を進めることが必要です。(関連項目：5 学習環境の充実)

・読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きるための力を身に付けるうえで欠かせないものであり、読書への興味を高める様々な機会の提供が必要となります。

・生涯学習へのニーズが多様化する中、文化財や歴史文化に対する市民の関心が高まっています。引き続き、貴重な文化財や歴史資料を収集・整理・保存するとともに、市民に学習資源として提供できるよう、保存・活用を進める必要があります。(関連項目：5 学習環境の充実)

また、所有者や保存団体の高齢化、後継者不足、連帯意識の低下等により文化財の保存や継承が困難となっています。

・幅広い年代の市民が質の高い文化芸術に触れる機会をつくるため、音楽や芸能などの幅広い分野での公演の実施や、芸術作品の鑑賞機会を提供しています。また、市民の自主的に創造的な文化活動をサポートするため、公共性の高い文化事業や地域の特性・特色を捉えた文化活動事業に対し、支援を行っています。

・市民の健康づくりを積極的に支援するため、各種の教室や大会を開催し、活動場所の確保、指導者の育成に努めています。食を取り巻く環境の変化など、市民の生活環境を踏まえ、引き続き、スポーツ、レクリエーションに親しむ機会、健康づくり、食育に役立つ学習機会の提供が求められています。

取組例

- ・図書館におけるWeb予約の実施、サービスポイントでの図書の受取・貸出・返却受付
- ・指定文化財特別公開
- ・文化振興基金活用事業助成制度
- ・水無川マラソン、スポーツクライミングはだの丹沢カップ等の開催
- ・さわやか体操の普及
- ・地産地消の推進事業の実施
- ・文化会館各種自主事業
- ・秦野市食生活改善推進員養成講座の実施

など

施策の展開

(1) 読書機会の提供

目 標：市民の生涯学習を支援する拠点として、図書館を充実させ、市民に読書機会を提供します。

指標例：図書予約受付件数

主 な 取 組

① 図書館サービスの提供

生涯学習の情報拠点として、市民の知的好奇心を刺激し、知る楽しみ、学ぶ喜びを支えるだけでなく、多様な生涯学習に役立つ資料を幅広く収集し、提供します。また、様々な条件により図書館利用に障害のある人たちの読書環境に配慮するなど、図書館機能の整備・充実を図り、サービスを提供します。

(2) 歴史や文化財に関する学習機会の提供

目 標：貴重な文化財や歴史資料を収集・整理・保存し、それらを活用した学習機会を提供します。

指標例：文化財・歴史資料に関する企画展の来場者数（年間）

主 な 取 組

① 文化財・歴史資料の保存・活用

貴重な文化財が後世に受け継がれるよう、収集・整理・保存するとともに、所有者等における保存を支援します。また、市民の文化財等に対する意識の高揚を図り、郷土について再発見することができるよう、特別公開、文化財めぐりや講座など、文化財や歴史資料を活用した学習機会を提供します。

(3) 文化・芸術に関する学習支援

目 標：市民が心豊かに暮らすことができ、創造性を高められるよう、支援します。

指標例：クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）来場者数

主 な 取 組

① 文化芸術に関する公演等の実施

市民が文化・芸術に親しみ、個性や創造性を育むことができるよう、音楽や芸能など、幅広い分野において質の高い公演を実施するとともに、優れた芸術作品を展示するなど、文化芸術活動の成果を発表する場を提供します。

② 文化芸術活動への支援

市民の自主的で創造的な活動のうち、文化芸術の振興に寄与するとともに、公共性の高いものについては、文化振興基金を活用した助成や名義後援、幅広い情報提供などにより支援します。

(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習支援

目 標：市民が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、学習を支援します。

指標例：健康講座等の実施回数

主 な 取 組

① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の支援

市民一人ひとりが自分自身や家族の健康状態を把握し、心身ともに健康に暮らせるよう、健康維持・増進や体力の向上を目指し、スポーツや健康づくり、食育に関する講座・教室やスポーツ・レクリエーション大会などの事業を推進します。

4 学習者に応じた支援

現状と課題

・近年、家庭環境、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢の急速な変化に伴い、家庭教育を支える環境が変化しており、こどもの成長段階に応じた家庭教育の学習機会の提供が求められています。また、地域のつながりが希薄化し、親子の育ちを支える人間関係が弱まる中、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が多くなっており、地域社会で子育てを支えることの重要性が認識されています。このように地域社会から孤立しがちな家庭環境に対し、関係機関との連携をより深め、学校、家庭、地域全体でこどもの成長段階に応じた支援が必要となります。

講演等の実施に関しては、参加人数が減少傾向にあるため、周知方法や講演内容、参加しやすい条件を検討し、関係団体とのより強固な連携が必要となっています。

・青少年期は、社会のルールやマナー、人間関係などを学び、豊かな人間性や自制心、自立心を育む大切な時期です。近年は、こどもの減少とともにこども会の加入率が低下し、こどもの地域活動について見直しが必要となっています。

また、インターネットの普及による高度情報化が進み、長時間利用による生活リズムの乱れや SNS 等を利用した犯罪が深刻な問題となっています。地域、関係機関等と連携し、啓発活動の推進が必要となります。

・人生 100 年時代、超スマート社会を迎えるに当たって、生涯学習の重要性は一層高まっています。学習活動や社会参加活動を通じて心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりするうえでも、社会の変化に対応しながら、新たな知識や技術が絶えず必要となるため、それらを習得、活用する機会が必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て在宅ワークなど、働き方が多様化しており、このような変化に対応する観点からも社会人の学び直し（リカレント教育）の推進が一層求められています。そのため、幼少期の家庭教育支援をはじめ、障害の有無など、発達段階や置かれた立場・状況を考慮し、学習者それぞれが自分に適した方法により生涯にわたって学習活動を行えるよう、支援することが求められています。

取組例

- ・家庭教育に関する講座の実施
- ・ブックスタート事業の推進
- ・コミュニティ保育事業
- ・放課後こども教室の継続
- ・労働講座、就職支援カウンセリングの実施
- ・介護予防教室・出前講座の実施
- ・広畑ふれあい塾の支援
- ・親子川柳大会の実施
- ・地域子育て支援拠点事業の推進
- ・青少年健全育成に関する講座等の実施
- ・放課後児童ホームの設置
- ・消費生活に関する講座の実施
- ・老人クラブの支援

など

施策の展開

(1) 乳幼児期における学習支援

目 標：こどものすこやかな成長を助け、他者への信頼感や社会性を身に付けるための支援をします。

指標例：子育て支援拠点（ぽけっと 21 等）開室箇所数

主 な 取 組

① 家庭教育支援

家族がふれあうことで絆を深め、こどもが心豊かに学び「生きる力」を育む環境を整えるため、保護者に対し、家庭での学びや育ちに関する学習機会を提供します。また、子育てを担うことへの意識の醸成を促進します。

② 地域における子育て支援

地域における子育てや育児に対する不安を解消し、子育て家庭の孤立の防止を図るなど、様々なニーズに応えるため、地域子育て支援拠点による身近な場所で気軽に相談できる体制の整備などにより、子育てを支援します。

③ ブックスタート事業等の推進

乳幼児健診の機会を捉えて、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援するブックスタート事業や、乳幼児と保護者を対象とした読み聞かせ事業を推進します。

(2) 青少年期における学習支援

目 標：こどもの居場所づくりを推進し、健全育成に向けて支援します。

指標例：はだのこども館の利用者及び自主事業等参加者数

主 な 取 組

① 家庭教育支援

家族がふれあうことで絆を深め、こどもが心豊かに学び「生きる力」を育む環境を整えるため、地域や学校と連携し、保護者に対し、家庭での学びや育ちに関する学習機会を提供します。また、子育てを担うことへの意識の醸成を促進します。

② 地域における子育て支援

地域における子育てや育児に対する不安を解消し、子育て家庭の孤立の防止を図るなど、様々なニーズに応えるため、PTAへの支援や地域子育て支援拠点による身近な場所で気軽に相談できる体制の整備などにより、子育てを支援します。

③ こども読書活動の推進

図書館を中心として児童書の充実を図るとともに、こどもや親子を対象にした「おはなし会」などのイベントや児童文学講座、学校等団体貸し出しを実施し、こどもの読書活動の推進を図ります。また、青少年のニーズを把握し、成長や自己確立を支援するため、社会との橋渡しの役割を担います。

④ 青少年の健全育成に関する支援

学校、家庭、地域等が協力・連携し、全ての青少年が周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、健やかに成長できるよう、こども会等の青少年育成団体の活動などへの保護者・地域住民の積極的な参加意識を高めます。また、ジュニアリーダーの養成など、青少年の諸活動を支援します。

主 な 取 組

⑤ 居場所づくりの推進

不登校や、放課後等に保護者が就労等により家庭にいないなど、様々な状況にある子どもたちのため、こどもの居場所づくり事業や学校支援ボランティアの拡充などにより、子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを目指します。

また、フリースクール[※]などの民間組織との連携や、放課後こども教室など、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるように、子どもたちの居場所づくりを推進します。

⑥ 日常的な学習支援

放課後の学習機会や家庭学習の充実を図るため、学校施設及び公民館において、児童・生徒を対象とした寺子屋方式による市営の放課後学習支援を実施します。また、生活困窮世帯の児童・生徒の個別学習や不登校などで新たな学びの場を必要としている児童・生徒を支援します。

⑦ 主権者教育の推進

青少年に対し、主権者として求められる力に関する学習機会を提供します。

⑧ キャリア教育の推進

青少年が各自にふさわしいキャリアを形成していくための学習機会を提供します。



用語解説

フリースクール・・・一般的に不登校児童生徒等に対する学習指導、教育相談、体験活動等を行っている民間の施設。

(3) 成人期・高齢期における学習支援

目 標：成人期・高齢期の学習活動を支援します。

指標例：労働講座実施回数

主 な 取 組
<p>① 消費生活に関する学習機会の提供</p> <p>多様化・巧妙化する消費者問題に的確に対応し、安心できる生活を送るため、消費生活に関する知識などが習得できる学習機会を提供します。</p>
<p>② リカレント教育の支援</p> <p>社会に出た人が、自己実現や職業能力の向上などに必要な知識、技能、教養を身に付けるための学習機会について情報提供します。また、パソコンの使い方や労働問題に関する学習機会の提供や就職支援カウンセリングにより支援します。</p>
<p>③ 介護予防・介護に関する学習機会の提供</p> <p>高齢者が健康で生き生きとした人生を送るために、健康、フレイル予防、介護予防や介護に関する学習機会を提供します。</p>
<p>④ 自分らしく生きることに関する学習機会の提供</p> <p>人生 100 年時代において、誰もが歳を重ねることを楽しみながら、生きがいと学ぶ意欲を持ち続け、自分らしく人生を送るための学習機会を提供します。</p>



用語解説

フレイル予防・・・(注釈文 調整中)

(4) 障害児・者等への学習支援

目 標：障害児・者等の学習活動を支援します。

指標例：たけのこ学級で楽しく活動できたと答えた学級生の割合

主 な 取 組
<p>① 医療的ケア児・病後児への学習支援</p> <p>医療的ケアを必要とするこどもや病後のこどもが学び、育つために支援を行います。</p>
<p>② 障害児等への学習支援</p> <p>すべてのこどもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園、認定こども園及び保育所でインクルーシブ教育を実施します。</p>
<p>③ 義務教育修了後の障害者への学習機会の提供</p> <p>義務教育を修了した障害者にレクリエーション活動などの交流機会を提供し、また、進学や就労を希望する障害者に、必要な知識及び技術の習得機会又は支援を提供します。</p>

(5) 外国語使用者等への学習支援

目 標：外国語使用者等の学習活動を支援します。

指標例：日本語教室の参加者数

主 な 取 組
<p>① 外国語使用者等への学習支援</p> <p>日本語や日本における生活習慣に関する学習機会の提供や学校への日本語指導協力者の派遣等により、市内の外国語使用者等の学習を支援します。</p>

5 学習環境の整備

現状と課題

- ・利用環境を整えることにより、利用者の増加を図っています。
- ・既存施設については引き続き適切な維持管理を行うとともに、老朽化する公民館の建替え等に向け学校施設との一体的整備を含めた検討を進める必要があります。
- ・本市における交流機会の創出を図るため、多世代交流施設の新設を予定しています。また、スポーツによる地域活性化を図るため、はだのスポーツビレッジ（仮称）の新設を検討しています。
- ・現在、本市の生涯学習情報は広報紙やチラシ、ホームページ、SNSを中心に提供しています。今後も生涯学習に関する情報がいつでも、どこでも手に入るよう、情報発信方法を検討していく必要があります。

取組例

- ・多世代交流施設の整備
 - ・公民館等の計画的改修・更新
 - ・秦野市生涯学習指導者登録の活用
 - ・はだのスポーツビレッジ（仮称）の整備
- など

施策の展開

(1) 施設の整備及び適切な維持管理

目 標：安全・安心で良好な学習環境を提供します。

主 な 取 組
① 施設の新設 生涯学習に関連する施設である、多世代交流施設やはだのスポーツビレッジ（仮称）の新規整備を行います。
② 施設の適切な維持管理 生涯学習に関連する施設の適切な維持管理を行います。
③ 施設の計画的な更新 生涯学習に関連する施設の計画的な更新を行います。老朽化が進んでいる南公民館や大根公民館について建替え等に向け学校施設との一体的整備を含めた検討を行います。

主 な 取 組

④ 施設の充実

市民にとって安全・安心で良好な学習環境を提供し、利用者の快適性の向上に努めます。

(2) デジタル環境の活用

目 標：デジタル環境を活用して学習資源を提供します。

主 な 取 組

① デジタルアーカイブ、電子図書館による学習資源の提供

講座の講演内容、博物館の収蔵資料等をデジタル化し、保存、公開することで、学習資源を提供します。また、電子図書館の充実を図ります。

(3) 情報発信

目 標：多くの市民が必要な情報を得られるように努めます。

主 な 取 組

① 情報発信

生涯学習に関する様々な講座や催し物のお知らせのほか、成果を生かす場など、生涯学習に関する情報について広報紙やホームページ、SNSなどを通じ、多くの人が興味を持てるよう、効果的な発信を行います。

6 推進体制の整備

現状と課題

・生涯学習をより推進していくためには、行政だけでなく、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会といった多様な主体との連携を強化していく必要があります。

・子どもたちが地域で幅広いつながりを持てるよう、地域全体で子どもたちを見守り、学びを支援する取組を行っています。子どもたちの放課後の安全・安心な居場所の確保を図るため、地域の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施しています。特に、コミュニティ・スクール導入校では、大学生や地元企業のOB、地域住民による学習支援活動の実施や地域の行事と学校行事の一本化など、学校運営協議会で承認された教育活動を進めることで、地域とともにある学校づくりが進んでいます。今後は運営側の人材の確保を進めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が求められています。

・多様化する生涯学習のニーズに応えるため、大学や近隣市町村との連携強化を図ることで、より質の高い事業展開を提供しています。

・引き続き、生涯学習施設を含めた公共施設、外部施設との連携を深め、学習の場として活用することで、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰でも学習できる機会の提供を図る必要があります。

・本計画を適切に運用していくための指標を設け、各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価していく必要があります。

・多様化する生涯学習を取り巻く環境やニーズを的確に把握するため、アンケート調査による情報収集を行います。

取組例

- ・コミュニティ・スクールの運営
- ・大学からの講師派遣による講座の開催
- ・生涯学習推進計画の進行管理
- ・広域連携中学生交流洋上体験研修事業
- ・アンケート調査の実施 など

施策の展開

(1) 多様な主体との連携・協働

目 標：生涯学習を推進していくための連携・協働に努めます。

主 な 取 組

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

コミュニティ・スクールを拡充し、学校、家庭、地域、行政の協働により、こどもと地域がともに育ちあう、地域に開かれた学校づくりと地域学校協働活動を一体的に推進します。

② 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進

市民と協働し、地域の総合的な課題に対応できるよう、学校、民間団体、企業等と連携し、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築し、推進していきます。



用語解説

コミュニティ・スクール・・・「地域とともにある学校」のモデル校。運営の中核には、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会が置かれる。

地域学校協働活動・・・学校・家庭・地域の連携・協働に基づく全ての活動に対して与えられた総称。

(2) 進行管理等

目 標：生涯学習を推進していくための進行管理に努めます。

主 な 取 組

① 計画の進行管理

市民の生涯学習を継続的、発展的に進めるためには、組織的な推進体制が求められます。本計画の基本理念を達成するための指標を設け、各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価を実施し、必要な対応を図っていきます。

② 市民ニーズの把握と計画の見直し

多様化する市民ニーズを施策に反映できるよう、アンケート調査等により情報収集及び把握に努め、計画の見直しに役立てます。

資料

資料 1 第5次秦野市生涯学習推進計画の主な策定経過

資料 2 秦野市社会教育委員名簿

【参考】 施策と関連するSDGsの目標

秦野市生涯学習推進計画（第5次）

令和8年（2026年）3月

発行 秦野市・秦野市教育委員会

編集 秦野市文化スポーツ部生涯学習課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-84-2792